

# 小規模多機能センターさわらび 利用料金表 (2024年6月1日現在)

## (1) 基本利用料 (利用料+基本加算)

### ○介護給付 (月定額制)

基本利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己	1割 (月)	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
負担	※日割り	344 円	506 円	735 円	812 円	895 円

### ○予防給付 (月定額制)

基本利用料		支援 1	支援 2
自己	1割 (月)	3,450 円	6,972 円
負担	※日割り	113 円	229 円

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

## (2) 加算と算定要件：1割負担

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士が、70%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士が 25% 以上配置されていること。 ② 介護福祉士が、50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が 60%以上、介護福祉士 40%以上勤続 7 年以上の者が 30% 以上配置されていること。	①：750 円 (月) ②：640 円 (月) ③：350 円 (月)
総合マネジメント体制強化加算 (I) (共通加算)	介護支援専門員や介護職員、その他関係者により介護計画の随時適切な見直しを行っている。 日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事等に積極的に参加している。	1,200 円 (月)
訪問体制強化加算 (共通加算)	訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上配置していること。 訪問サービスの提供回数が 1 月あたり 200 回以上であること。	1,000 円 (月)
認知症加算 (該当者加算)	①認知症加算 (II) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し、専門的なケアを実施及び必要な会議を定期的で開催していること。 ②認知症加算 (IV) 要介護 2 にであり、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ該当する利用者。	①：890 円 (月) ②：460 円 (月)
初期加算 (該当者加算)	利用開始から 30 日間について算定。	30 円
中山間地域等提供加算 (共通加算)	厚生労働大臣が定めた地域 (豪雪地帯及び特別豪雪地帯等) に所在する事業所がサービスを行った場合。	一月保険適応単位の 10%
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40 円/月
介護職員等処遇改善加算 I (共通加算)	介護職員の人材確保を更に推し進め、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへとなつたがよう、令和 6 年 6 月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行う。	一月保険適応単位総数の 14.9%

・サービス提供体制加算は算定要件により①～③のいずれかを算定します。

・認知症加算は該当する方に①または②を算定します。

・訪問体制強化加算は介護度 1～5 の方対象です。支援 1、2 の方は算定しません。また、事業所の体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。

## (2) 介護保険給付・予防給付外費用 及び その他のサービス

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

### ①食費及び宿泊費

宿泊費 (光熱水費相当)	1泊600円
食費 (食材料費+調理コスト)	朝食470円 昼食560円 夕食560円

### ②その他のサービス

種類	内容	利用料
寝具代	・宿泊時の寝具	1泊100円
洗濯代	・施設で可能な洗濯物。	1回100円
おやつ、飲み物代	・行事のお菓子、水分補給用の飲み物など。	無料
*日用品費	・トイレトーパー、シャンプー、石鹸など。	
*教養娯楽費	・行事、余暇材料費など。	

(3) 社会福祉法人等による利用者負担減免対象者につきましては、社会福祉法人等利用者負担減免確認証を確認の上、減免を実施します。